

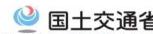
話題提供

北海道大学 高野伸栄

1



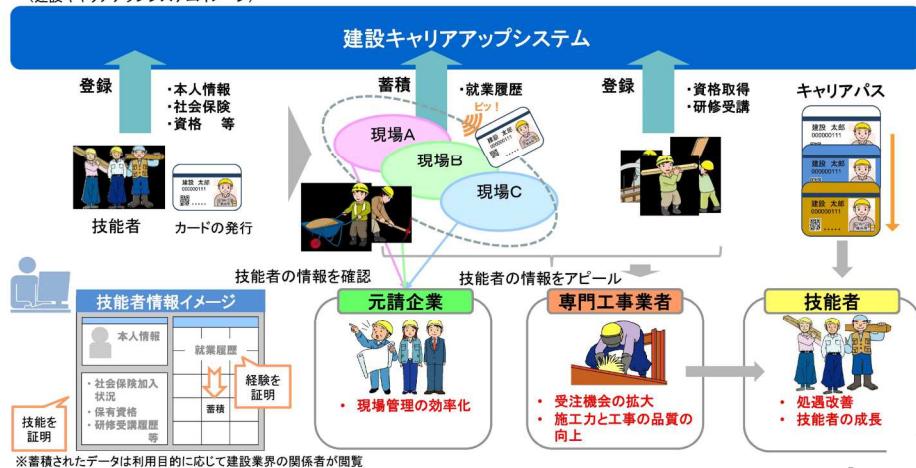
建設キャリアアップシステムの構築



※「基本問題小委員会 中間とりまとめ 参考資料」より抜粋

- 将来にわたり建設産業の担い手を確保していく上で、建設技能労働者のキャリアアップの道筋を示すこと、技能者が適正な評価と待遇を受けられていくことが重要
- 技能者の資格等の情報や現場での就業履歴等を業界統一のルールで蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築に向け、平成29年度の運用開始を目標に官民で検討

(建設キャリアアップシステムイメージ)



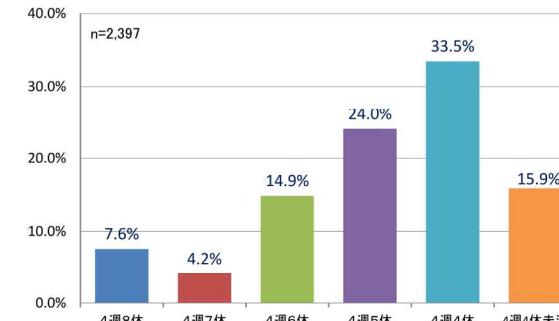
5



建設業における休日の状況（直轄工事）

- 直轄工事においては、4週8休を実施している現場は全体の1割未満。

現場の休日取得状況(H25、26年度竣工工事)



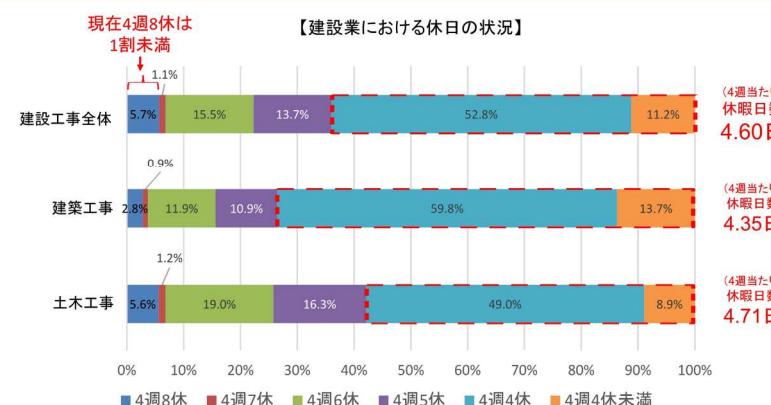
注：諸経費動向調査に基づいて作成

6

建設業における休日の状況



- 日建協調査においても、4週8休を確保できている工事は1割未満。



7



週休2日の確保に向けた取り組み

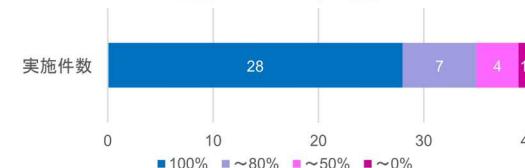
- 休暇を拡大し、労働者の待遇改善を目的に、直轄工事においてH26年度から週休2日を確保するモデル工事(週二日現場を閉所)を実施
- 既に完了している40工事のうち、週休2日を完全に実施できた工事は28工事(約70%)。

週休2日モデル工事

試行実施内容	H26	H27	H28
○土日は工事現場を閉所 ○週休2日が確保出来るよう受発注者で工事工程の進捗調整など	6件	56件	約630件をモデル工事と設定

※受注者の希望により選択も可能なため、最終的に実施する件数は未定

週休2日モデル工事の結果



※現在までに40件の工事が完了

8

週休2日の取組に関する主な意見

- 週休2日実施の効果として、作業効率の向上、安全健康面の改善、家族サービスの実施等が挙げられる。
- 一方、工期へのしわ寄せ、経費の増加、作業員の収入源等の課題が挙げられる。

週休2日制の取り組みを実施した受注者(実施中も含む)へのアンケート

回答数:59社

好意見	課題
【労働者への効果】	【発注時の問題】
① 労働時間が減って、作業効率が少し上がった ② 疲れが減り、普段より安全に施工が出来た ③ 労働者によって休日確保がしやすい ④ 休みが増えることに関する賛成の意見が多数あった ⑤ 休みが増えることで、心にゆとりが出来、体調面も比較的に楽になった ⑥ 休むことにより仕事に対する意欲が増した ⑦ 現場従事者の疲れが取れて精神的に良い ⑧ 家族サービス、子育て等の時間が増えて喜ばれた ⑨ 将来的な扱い手確保の為には、週休2日は必要	① 工期が厳しい ② 予期せぬ雨天等により工期が足りなくなる懸念 【会社の利益の問題】 ③ 1日でも早く完成した方が会社の利益になる ④ 工期が延びると経費が嵩む(リース機械等)
【労働者の問題】	【その他の効果】
⑤ 作業員等が土曜日の作業を望んでいる ⑥ 残業が増える ⑦ 日給作業員が収入減になる ⑧ 会社の就業規則として土曜日が休みにならない ⑨ 土日以外の休暇が取得しづらい ⑩ 早く工事を終わらせ次の現場に行きたい(稼ぎたい)	⑩ 一般車両・近隣住民・店舗等の負担が減り、苦情・事故等の防止につながった ⑪ 近隣住民から喜ばれた
【その他の問題】	【その他の問題】
⑪ 当初から休日作業を見込んで工程を計画 ⑫ 工事の進捗が遅れる ⑬ 沿道の店舗により、土日施工の要望がある	⑪ 当初から休日作業を見込んで工程を計画 ⑫ 工事の進捗が遅れる ⑬ 沿道の店舗により、土日施工の要望がある

9

週休2日の取組に関する主な意見

週休2日制の取り組みを実施についての関係団体等の意見
(国交省と関係団体の意見交換会等における主な意見)

意見交換対象者:

・日建連、全建、全中建、建産連、建専連

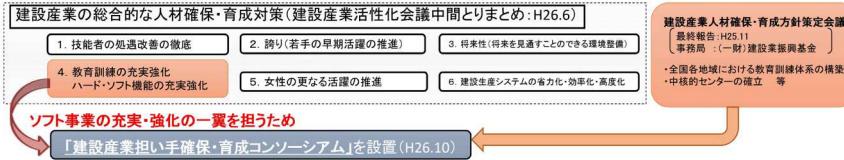
協会等の経営する側からの主な意見

- ① 入職対策の観点からは週休2日は必要【全団体】
- ② 適切な工期設定が必要【全団体】
- ③ 地元調整等で着工が遅れたり、天候の不安があるなか、工期変更が適切にされないこともあり、作業が出来るうちにやってしまいたい(受注者としては工期を守ることは使命と捉えている)【全建、全中建】
- ④ 日給月給の作業員が多く、直ちに月給制への移行は困難であるため、直ちに完全週2閉所をするのは收入減になり困難。休日拡大を段階的に進めていくのが現実的ではないか【日建連、建専連】
- ⑤ 工期が延びることからリース等の間接費が上昇するので、費用をみてもらいたい【全建、建産連】
- ⑥ 労務単価の引き上げ等労働者の給与をあげる抜本的な策が必要【全建、建専連、建産連】
- ⑦ 週休2日の取組に対するインセンティブがあると進めやすい【日建連】

10

建設業振興基金における扱い手確保・育成に関する取組み

(参考)建設産業扱い手確保・育成コンソーシアムの役割と位置づけ



ソフト事業の充実・強化の一翼を担うため

「建設産業扱い手確保・育成コンソーシアム」を設置(H26.10)

【コンソーシアム事業の概要】



・教育訓練等基盤の充実・強化

(1) プログラム・教材等の整備

趣旨

全国各地域における教育訓練体系の構築を支援するため、地域連携ネットワーク等の建設産業の扱い手確保・育成に取り組む関係団体・機関が、見やノウハウ、様々な資源を活用して、効率的な教育訓練を行うことができるような条件整備を図っていくことが必要。

このため、教育訓練について、対象レベルに準拠した以下のフレームワークを構築。

○職種ごとに求められる職業能力を可視化・体系化した簡易な基準の整備。

○上記基準に基づいた、教育訓練の対象・内容のマッチング、必要となるプログラム・教材を整備。

職業能力基準の整備

- 職種ごとに技能者の能力をレベル1(見習い技能者)、レベル2(中堅技能者)、レベル3(職長・熟練技能者)、レベル4(登録基幹技能者)の各レベルに段階的に分類した上で、それぞれのレベルで求められる職務、技能、資格等について体系的に整理。
- 上記に加えて、扱い手確保の観点から、入職前の生徒・未就職者等も視野に入れ、プレ入職と位置付け、建設産業への入職促進に向けた教育訓練についても体系化。

職業能力基準(案)の技能者レベル

職業レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	ブレイン
名 称	見習い技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者	高校生等の将来の扱い手
経験年数(目安)	3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上	未経験

職業能力レベルに対応したプログラム・教材等の整備

教育訓練実施状況の検証

- 各地域の主な職業訓練施設における既存プログラム・教材の検証を行うこととし、特に若年者の教育訓練を強化する観点から、レベル1に対応したプログラム・教材の内容を重点的に検証。
- 各建設業団体において、プレ入職を対象として実施されている職業体験・出前講座等の教育訓練プログラムについて、取組状況の把握。
- まずは入職前後のプレ入職・レベル1初期を対象とし、汎用性のあるプログラム・教材等の整備に着手。

プログラムの整備の方向性

11

12

建築躯体系 新規入職者向けの教材開発

基礎的な知識・技能の教育訓練における汎用的な教材の整備

- 主に建築躯体系新規入職者（レベル1）や入職希望者を対象とした教育訓練での利用を念頭に作成。構成は、建設業の役割や魅力、建築物の構造種別、施工体制、専門職種の紹介、安全・安心への取組み、図面や道具等についての分かりやすい解説等を掲載。
- 建築躯体系職種に留まらず、他の職種や現場管理等の技術職、入職前後の教育訓練での利用も可能。

【建設現場で働くための基礎知識（仮称）の概要】

目次
1. 建設業の役割とその魅力
2. 建築物の主な構造種別
3. 施工の体制と工事の流れ
4. 現場で活躍する専門職種の紹介
5. 建設現場の安全
6. 作業現場に登場する際の注意点
7. 建設現場作業に関する共通事項（図面等）
8. 鋼板（足場・板用い）の共通事項
9. 工具と材料の共通事項
10. 現場作業の技能の基礎



13

○建設産業人材確保・育成推進協議会（人材協）との連携

（1）若年者の入職促進に向けた戦略的広報の構造

①人材協が運営するWEBサイトの検索

建設産業団体、行政機関、建設企業等が日々に実施している若年入職促進等に関する様々な情報を掲載するリンクや、コレクションアムが制作したコンテンツ等を掲載すること等により、若年者やその保護者、教育関係者等が建設業界を知る際のポータルサイト（平成25年12月開設）として活用。

随時、コンテンツを拡充（月平均アクセス数：約23,000件）。

【建設現場へGO!】



「見る」「知る」「働く」をキーワードに建設産業のさまざまな情報を建設産業が一まとめて提供

コンテンツの拡充

プレ入職を対象とする建築躯体系職種体験実習カリキュラム（試案）

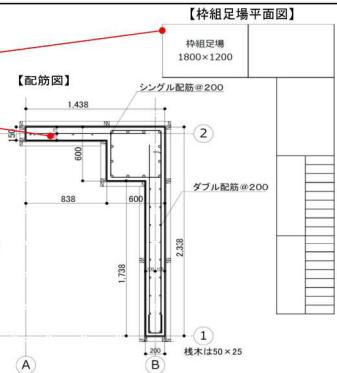
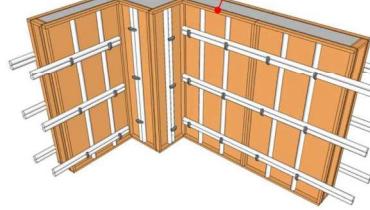
建築躯体系職種の基本に共通する標準化されたカリキュラムの検討

- 建築躯体系職種の体験実習カリキュラム（実習用モデルを含む）について、躯体系職種の基本に共通する標準化されたものとして、全国各地での実施等、広く活用できることを念頭に作成。
- 工業高校、大学等での単位に必要な学習時間（一単位/高校：1750分、大学：45時間）を満たす48時間（8時間×6日間）のプログラム。
- 板設・鉄筋・型枠工事実習は順次組立を行う実習用モデルを用い、建築躯体工事における一連の流れを理解できる内容として作成。
- 座学については、「建設現場で働くための基礎知識（仮称）」の利用を想定。
- 実習内容として、「足場の組立て等の業務に係る特別教育」及び「雇い入れ時安全衛生教育」を想定。

【カリキュラム日程・実習用モデルイメージ】

- 1日目：学科、足場の組立て等特別教育
- 2日目：学科、道具の使い方・基礎墨
- ③3日目：板設工事（学科・実習）
- ④4日目：鉄筋工事（学科・実習）
- ⑤5日目：型枠工事（実習）
- 6日目：躯体系共通実習、学科

【型枠組立イメージ】



14

（2）扱い手確保・育成に関する情報等の収集及び発信

○扱い手確保・育成関連の事例集

- 全国の建設産業団体が実施した扱い手確保・育成に関する取り組みをWEBサイト上に掲載した報告フォームに入力、併せて写真等を収録いただき、事例集を作成。
- 本情報を取り扱う上で、関係機関の質で情報共有することにより、各機関が実施する取り組みの参考となることを目指す。
- （一社）建設産業専門団体連合会の「就人さんミュージアム」等、様々な取り組みを紹介している関連WEBサイトとの連携（相互リンク）を図る。

【主な機能】

- ① 扱い手確保・育成コンソーシアムホームページ内に、実施した取り組みを事例として登録。
- ② 取り組み事例別に検索し、絞り込みをすることができる。（検索方法：キーワード、実施エリア、取り組み区分、対象者）
- ③ 取り組み事例には、実施した目的や経緯、その内容、資料や写真、助成金の活用状況などを入力、登録することができる。
- ④ 入力した取り組み事例は、プリントアウトすることで、事業報告書や団体のPR資料としても活用。



15

16

○「10歳のハローワーク」みんなでつくる建設現場(平成26年3月版)

- 就職支援コンテンツとして、建設産業の仕事内容を伝えるとともに、各専門職種等について、若手、中堅、幹部工の仕事内容をインピュア。
- 建設現場における作業内容や、それぞれの専門職種等が連携して業務等ができることがあることを伝える~~建設~~「施工体系図」を掲載。
- 今後、更に内容の充実を予定。



17

○「建設産業で働く女性がカッコイイ」(平成27年10月拡充)

- 女性の入職促進を目指すWEBサイトとして、建設産業で働く女性の姿や女性の活躍を応援している企業等を紹介。
- 女性も働きやすい現場環境実現のため、取組み事例や女性活躍を応援する先進的な取組みについて紹介したケースブックなどを掲載。

18

●建設産業担い手確保・育成に関する取り組み事例データベース (平成28年12月現在の登録数:約325件)

建設産業における人材確保・育成等の各団体の取組みについて、昨年度より、本財団に設置したWEBサイトから各団体の活動を報告頂き、事例データベースとして取りまとめている。

他団体の最新の取組み状況がWEB上でタイムリーに確認できるなど、各団体において、今後の活動の参考にして頂くとともに、一般の方々に対する団体のPRにも繋げている。



②その他

建設産業人材確保・育成推進協議会 全国担当者会議の開催

毎年度、人材確保・育成における都道府県建設業協会等の担当者を対象とした会議を開催。

各地域における入職者確保・促進などの取組みについて、情報の共有化を図るとともに、各地域における取組み強化を支援。



作文コンクールの実施

建設業の従事者を対象とした「私たちの主張」及び工業高校の建築学科及び土木学科の在校生を対象とした「高校生の作文コンクール」を実施。



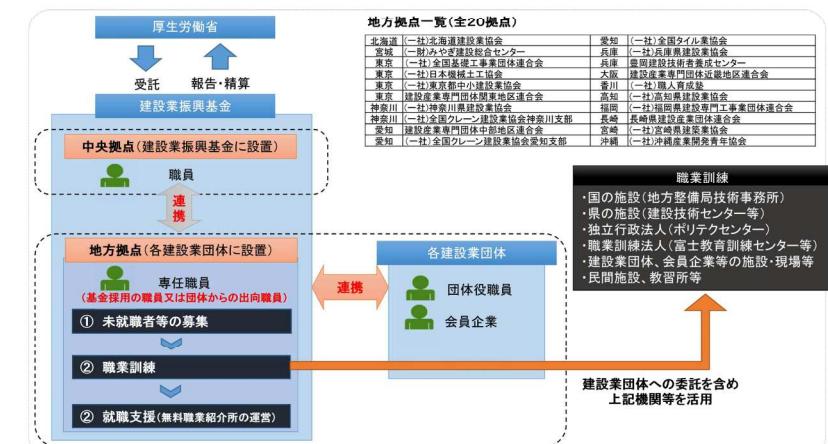
担い手確保・育成に関する事業説明会の開催

国土交通省、厚生労働省、法務省における担い手確保・育成に関する取組みについて、専門工事業団体などに説明



19

建設労働者緊急育成支援事業における中央拠点・地方拠点の連携イメージ



20

東北6県 担い手確保・育成コンソーシアム検討委員会

平成28年12月8日予定
宮城県建設産業会館

東北地方整備局 企画部 技術管理課 建政部 計画・建設産業課 東北技術事務所	建設技能者・技術者の確保育成 建設技能・技術の継承 <ul style="list-style-type: none"> ○地域連携ネットワークによる教育訓練 体系の構築 ○東北6県の技能者・技術者と行政との意見交換会 ○入職内定者の合同職業訓練のあり方 ○学生との懇談会 ○建設産業の正しい理解と重要性についての広報活動と入職促進活動 ○教育機関との連携によるインフラの必要性のPR ○労働環境整備と待遇改善等のための提言 <ul style="list-style-type: none"> ・東北技術事務所の活用を推進 ・大学と産業界の連携強化を推進 ・東北での基幹訓練拠点を検討
---	--

東北工業大学 工学部 都市マネジメント学科

青森県建設業協会
岩手県建設業協会
宮城県建設業協会(座長)
秋田県建設業協会
山形県建設業協会
福島県建設業協会
東北建設業協会連合会(事務局)

東北建設専門工事業団体連合会

みやぎ建設総合センター

アドバイザー 建設業振興基金

21

技術者・技能者合同新入社員研修

平成28年4月3日～4日
宮城県建設産業会館

技術系 104名
技能系 36名

・ビジネスマナー
・建設業について
・土木、建築、事務部門別研修
・安全教育



22

通称：職人安全法

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共登録・民間登録を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

<目的、基本理念>

目的、基本理念

- <目的>（第1条関係）
 - ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

基本理念

- <建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること>
 - ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において講ぜられること
 - ・建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られるること
 - ・建設工事従事者の待遇の改善及び地位の向上が図られること

国等の責務、法制上の措置等

- <国等の責務>（第4条から第6条まで関係）
 - ・国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
 - ・都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
 - ・建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる
- <法制上の措置等>（第7条関係）
 - ・政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

<基本計画等、基本的施策>

基本計画等

（第8条・第9条関係）

- ・政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- ・都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

<基本的施策>（第10条から第14条まで関係）

- ①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進 ②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進） ③建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進） ④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進 ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進 ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の改め

<推進会議の設置>

建設工事従事者安全健康確保推進会議

（第15条関係）

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

施行：平成29年3月16日